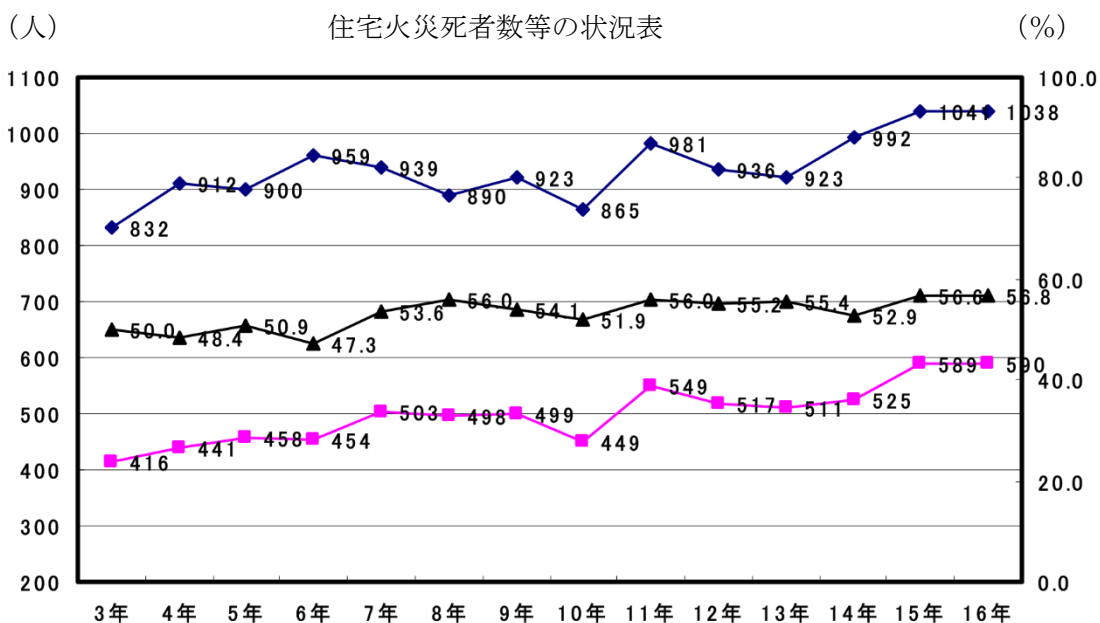


第3章 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等

【解説】

- 1 本章は、法第9条の2の規定に基づき、住宅用防災警報器の設置及び維持に関する基準等について規定したものである。
- 2 法第9条の2は、第1項で住宅用防災機器の設置及び維持を義務化し、第2項で住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準その他住宅における火災の予防のために必要な事項については、市町村条例で定めるところにより行うことと規定している。
- 3 消防法の改正（第9条の2の改正、平成16年6月2日公布）に至る経緯については、全国の住宅火災の現状において、次のような状況になったことから、平成15年の消防審議会（総務省消防庁の諮問機関）が「法制度化の導入を図ることが必要」と答申し、法改正に至ったものである。
 - (1) 死者数（放火自殺者等を除く。）の急増、平成15年には17年ぶりに死者が千人を超えた。
 - (2) 死者のうち65歳以上の高齢者が5割以上を占めた。
 - (3) 今後の高齢化の進展を受け、更に増加するおそれがある。



凡例 上段 住宅火災の死者数 中段 高齢者死者数の割合 下段 高齢者死者数

- 4 本章でいうところの「関係者」とは、法第9条の2第1項中の「関係者」と同様、法第2条第4号に定義されている「所有者、管理者又は占有者」を指すもので、例えば、自己所有の家屋の居住者は、その家屋の所有権、管理権及び占有権を併せ有し、借家については、家主が所有権を有し、借家人が管理権及び占有権を有することがほとんどである。
- 5 「住宅用防災機器」とは、政令第5条の6において「住宅用防災警報器」及び「住宅用防災報知設備」と規定されているが、現在のところ、住宅用火災警報器及び住宅用自動火災報知設備を指すものである。
- 6 「住宅用防災警報器」及び「住宅用防災報知設備」とは、総務省消防庁が、内閣法制局に住宅用火災警報器、住宅用自動火災報知設備という用語で政令案を提出した結果、内閣法制局の審査では法第9条の2で、住宅用防災機器と表現していることから、住宅用火災警報器に「防災」の用語を入れる必要があるとされ、「住宅用火災警報器」⇒「住宅用防災警報器」に「住宅用自動火災報知設備」⇒「住宅用防災報知設備」と規定された。

同様な例として、道路交通法等では、法令用語として、「シートベルト」が「座席ベルト」に「チャイルドシート」が「幼児用補助装置」にされていて、警察部局でも、広報する上では法令用語でなく、慣れ親しんだ用語を使用している。

このことから、法令用語の使用は必要最小限として、市民に説明する場合などでは、住宅用火災警報器、住宅用自動火災報知設備、あるいは、ふたつをまとめて火災警報器という用語を使用している。

- 7 このほか、本章において、住宅における火災の予防のために必要な事項として、市民に対して努力義務を課している